

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

～働きすぎではありませんか？～

働きやすい職場とすることによって、その企業で働きたいと思う人が集まることとなり、今後の企業の発展も期待できます。そこで、



- 働いている方の労働時間はどのくらいですか？
- 効率の良い仕事をする環境となっていますか？
- 健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境となっていますか？

～この機会に一度、見直してみませんか？～

過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 36協定（時間外・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準に適合したものとする必要があります。
- 特別条項付き協定により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を取得しやすい職場づくり、計画付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導を実施しましょう。

広島労働局では、キャンペーン期間中、次の取組を実施します。

- I 時間外労働時間数1か月80時間を超える可能性のある事業場などに対する全件監督
- II 労働局長よる働きやすい職場環境を整える企業へのさらなる働きかけ
- III 「過重労働解消相談ダイヤル」(11月6日(日)のみ)
電話番号：0120-794-713 (無料)

ご協力ください。

また、以下の窓口でも労使問わず労働相談を受け付けています。

○ 労働条件相談ほっとライン 0120-811-610(無料)

(月・火・木・金 17:00～22:00 土・日10:00～17:00)

ひと、くらし、みらいのために



広島労働局

(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館)